

2024年7月26日

WTO 電子商取引協定交渉の合意を受けて

一般社団法人電子情報技術産業協会
会長 津賀 一宏

2024年7月26日、WTO 電子商取引協定交渉における合意が発表されました。

当協会は、WTO 電子商取引協定交渉の共同議長国である日本、オーストラリア、シンガポールのこれまでのリーダーシップと本交渉の参加国・地域によるコミットメントに対して、心より敬意を表するとともにこの合意を歓迎いたします。

世界中で危機や紛争が多発し、社会問題が複雑化している今、デジタル技術による社会問題解決に期待が高まっています。当協会の会員企業は、世界中の多くの国・地域・分野で活動しており、製品、サービス、ソリューションを提供しております。国際的なデジタル・ネットワークを通じた技術へのアクセス、ならびに国境を越えたデータの流通は、私たちの事業、従業員、顧客、そしてサプライチェーンにとって極めて重要です。これらなしには、国際貿易を展開することも、公平な条件で競争することもできません。

今回合意した WTO 電子商取引協定により、貿易書類の電子化、規制の透明化、サイバーセキュリティ、個人情報保護等が促進され、円滑かつ信頼性のある電子商取引が確保されます。とりわけ、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止が謳われたことは、事業の予見可能性を高め、国際貿易を促進する上できわめて有意義です。

今回の合意は、デジタル貿易に関する国際的ルール交渉における WTO の指導的役割を再確認する機会ともなります。また、信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) の具体化など、G7 など他の多国間フォーラムでの検討にも寄与します。

残念ながら、今回の合意テキストには、当協会がこれまで要望してきた越境データ流通促進やデータの国内保存要求禁止、ソースコードや暗号の開示要求禁止など、まだ反映されていない項目もあります。将来の交渉でそれらについても議論が行われることを要望いたします。

す。

共同議長国ならびに交渉参加国・地域におかれましては、今回の交渉結果が早期に WTO の法的枠組みへ組み込まれるよう、引き続きご尽力をお願い致します。

以上